

議案第九号

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

令和七年二月十日

港区教育委員会

令和7年2月10日
教育委員会議案資料 No. 2

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年港区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二の見出し中「及び住居手当」を削り、同条中「、第十二条及び第十四条」を「及び第十二条」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年港区条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

付則第九項中「、第十二条及び第十四条」を「及び第十二条」に改める。

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表	
改正案	現行
(前略) (扶養手当についての適用除外) 第三十二条の二 第十一条及び第十二条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 (後略) 付則 (施行期日) 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。 (港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正) 2 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年港区条例第四十八号）の一部を次のように改正する。 付則第九項中「第十二条及び第十四条」を「及び第十二条」に改める。	(前略) (扶養手当及び住居手当についての適用除外) 第三十二条の二 第十一条、第十二条及び第十四条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 (後略)

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（令和四年港区条例第四十八号）新旧対照表
改 正 案	現 行
（前略） 付 則 1 8 （略） 9 改正後の条例第十一条及び第十二条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 10 （略） 付 則 （施行期日） 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。 （港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正） 2 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年港区条例第四十八号）の一部を次のように改正する。 付則第九項中「第十二条及び第十四条」を「及び第十二条」に改める。	（前略） 付 則 1 8 （略） 9 改正後の条例第十一条、第十二条及び第十四条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 10 （略）

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

審議内容

本案は定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を住居手当の支給対象とするため「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例」の一部改正を行うものです。

1 背景

近年、複雑・高度化する行政課題に対応するため、高年齢層職員の能力及び経験の活用が進められてきております。

国では、定年前の職員と同様に、再任用された職員が公務上の必要により転居を伴う異動を行う場合があるなど、再任用制度創設時には想定されていなかった人事運用の変化が生じています。こうした状況を踏まえ、給与面でも更に支援する必要があるとした上で、現在支給されていない手当の中で異動の円滑化に資するものとして、住居手当を新たに支給することとしました。

特別区においても国の給与制度との均衡等を踏まえ、高年齢層職員の能力及び経験の活用を図るため、支給要件を満たす再任用職員に対して、新たに住居手当を支給することとします。

2 改正内容

支給要件を満たす定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当を支給するため文言を改正します。

3 施行期日

令和7年4月1日